

第 37 回 基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 17 日（金）14：00～15：10
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計法の施行状況について
- (2) 平成 24 年度統計法施行状況の審議の進め方等について
- (3) その他

5 議事録

○樋口部会長 それでは、ただいまから第37回基本計画部会を開催いたします。

本日は縣委員、川本委員が欠席でございます。

先ほど開催されました第64回統計委員会におきまして、総務大臣から報告を受けました「平成24年度統計法施行状況報告（基本計画関連事項編）」につきまして基本計画部会に付議されました。今回、基本計画部会でこれにつきまして審議することが開催の目的でございます。

なお、本部会の部会長は私が務めることになっておりますので、私の方から議事進行をさせていただきたいと考えております。また、部会長代理はこれまで同様、深尾委員にお願いしたいと思っております。

当初予定しました時間が14時30分からということでございましたが、20分ほど前倒しで

開催されることになりましたので、その分十分御審議いただけるだろうと思っておりますし、また説明も詳しく聞けるのではないかと思っております。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料につきまして、事務局から簡単に説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 御手元の議事次第を御覧いただきたいと思っております。

本日の議事は、1番として「統計法の施行状況について」、2番として「平成24年度統計法施行状況の審議の進め方等について」を大きな議事としております。

配布資料は全部で5つございます。

資料1は「平成24年度統計法施行状況報告（基本計画関連事項編）」となっております。御手元の資料は紙1枚だけになっておりますけれども、本体につきましては先ほどの統計委員会で用いました本体を利用いたしますので、御手元のほうに御用意いただければと思います。

資料2は「平成24年度統計法施行状況に関する審議の進め方について（案）」。

資料3は「基本計画部会ワーキンググループの運営について（案）」。

資料4は「ワーキンググループ（WG）に所属する委員（案）」。

資料5は「平成24年度統計法施行状況審議における共通的な視点等（案）」でございます。

私どもからは以上です。

○樋口部会長 それでは、議事に入ります。

本日の統計委員会で概略の説明がございました平成24年度統計法施行状況報告（基本計画関連事項編）についてですが、改めまして総務省の方から詳しく説明を受けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○澤村総務省政策統括官室企画官 それでは、説明させていただきます。

今の御紹介にありましたように、委員会の方の資料1、施行状況報告の本編を御覧いただければと思います。

表紙を1枚めくったところで、今回の基本計画関連事項編の作成経緯を初めにということで簡単にまとめてございます。

次の2ページに目次がございます。ここを見ていただきましたらわかりますように、関連事項編という基本計画に特化した内容にはなっておりますが、全体の構成は本編という文章部分と、これまでも先生方が目にされている基本計画に掲げられている、別表に掲げられている事項ごとの対応状況、取組状況についてまとめております別編、それから、資料編は制度の概要のほか、これまでの施行状況審議におきましていろいろな御指摘、課題等をいただいている事項、例えば昨年度とかで東日本大震災に伴う措置の状況等が議題になっておりましたけれども、そのあたりの状況につきましてフォローアップするという形で事項ごとにその進捗状況をまとめてございます。

では、もう一ページめくっていただいて、本編の方に入らせていただきます。

本編につきましては4ページの「2 取組状況」というところがございますが、まず(1)で全体の進捗状況ということで、先ほどの委員会でも御説明させていただきましたが、5ページ上のグラフでございますように、全196事項についてそれぞれの担当府省が付されました自己評価の区分に従って整理させていただいております。ちなみにここで実施済み99事項、50.5%となっておりますが、昨年度報告時点では79事項、40.3%ですので、10ポイントほど上がっているというような状況になっております。

(2)としまして24年度の主な取組実績ということで、これは統計委員会における審議等で出た部分も多くございますので、説明は省略させていただきます。

では、別編のほうの簡単な説明に入らせていただきますが、別編のわかりやすいところということで、直近のところ10、11ページを御覧いただければと思います。10、11ページを御覧いただいたらわかりますように、これまでと同様見開きにいたしまして、左側の偶数ページのほうには基本計画の別表196の事項が掲げられております。奇数ページ、左のほうにこの進捗状況ということで整理させていただいておりますが、この部分につきましては先ほど御手元に席上配布で変更のポイントという一枚紙をお配りさせていただいておりますので、それで昨年度との変更状況を簡単に説明させていただきます。

23年度の報告では、まず奇数ページ部分ですが、当該年度の検討状況、進捗状況というような事項と備考まで含めまして4つの区分で欄が構成されておりましたが、今回は備考を削除いたしまして、その代わりに昨年度23年度の施行状況報告審議におきましてはそれぞれの取組の評価が妥当かどうかというような観点からの御審議をいただきました。その際、実施済みは妥当だというような区分をいただいたものや、まだ検討事項が残っているというような評価をいただいた部分がございます。このあたりの関係を明確にするように、今回24年度報告では昨年度委員会の評価という欄を設けてございます。

それから、2の下の方でございますが、この自己評価の区分なのですが、昨年度は実施済みから実施困難まで6つの区分、特に実施予定という部分は実施予定1、2というような区分で分かれておりました。それから、検討中という項目もございましたが、今回はそのあたりの実施予定1、2は昨年の審議の中でも少しわかりにくいという御指摘もいただいておりますし、検討中といってもどこまで検討中というような御指摘もいただいておりますので、今回は実施済み、継続実施は同じでございますが、実施予定1を実施予定、これは平成25年度末、現行の基本計画の期間内までに、期間中に実施済みと見込まれるものという区分で書いてございます。実施予定2と言われた昨年度の部分と検討中を整理させていただきまして、ある意味検討中の区分を廃止しまして、実施可能、これは次期計画以降は実施可能と見込まれるということで、つまり今後の審議の中で次の計画に盛り込んでいった方がいいのではないかと思われるような、盛り込む可能性が高いというような事項になるかと思っております。また、実施困難については同じでございます。

では、資料の10、11ページに戻っていただいて、そういう今の説明を踏まえまして御覧

いただきたいのですが、まず一番上に2つの事項、昨年度の審議で実施済みが妥当とされている部分につきましては、24年度を取組が特記事項としてあれば記載してあるのですが、特段ないということであれば特に記載を、これは作成を前倒しで行った経緯もございまして、ここは斜線にさせていただきます。ただ、ワーキンググループの審議におきましては、これまでの取組実績についても何らかの形で整理した情報を提示しまして審議を行っていただきたいと考えております。

また、先ほど説明しましたように、ここで実施済みとか実施困難というところがございしますが、あくまでこの評価はそれぞれの府省が自己評価されている部分ということで、目安と考えていただきたい。と申しますのは、上から4つ目でございます。読んでいただいたらわかるのですが、制度部門別生産勘定という部分ですが、取組の中身的にはいろいろな検討をしたのだけれども、いろいろな制約から実施困難という結論を得た、ただ評価の区分としては実施済みという評価になっています。検討を求められ、その検討を行ったということで実施済みと当該府省は評価されているわけですが、その実施済みが妥当かどうかということ去年のように御審議いただくというよりは、今回は実施困難と言っているけれど、本当にほかに道がないのだろうか、もしもこれ以上やる必要がないということであれば統合とか削除とかいうような形での整理になりますでしょうし、この検討はもう少し必要だということであれば、こういう観点からやったほうがいいのではないかという方向性を提示していただいて、次の計画にも盛り込むというようなことになろうかと思えます。

また、この項目だけ見てもなかなかわかりにくい部分もございまして、ワーキンググループにおける今後の審議におきまして、またこの基本計画部会における今後の審議におきましては、別表の部分のみならず基本計画本文の部分も提示させていただきます。あわせて御検討いただきたい。というのは、一読されればすぐわかるのですが、項目によって別表の記述と本文の記述がほとんど同一のものがあったり、本文に全く記載がないのに別表だけあるとかいうような項目もございまして、そういった項目ごとの整理を進めていただければと考えている次第でございます。

なお、5つ目あたりから一部とかいう部分が出てきますが、同一の事項で進捗状況が異なる場合、例えばA省とB省で進捗状況が異なる場合とか、一部の部分については実施が困難であるというような場合は、先ほどの全体の集計上では集計するために便宜上進捗度の高いほうの事項にまとめて計上させていただいているところでございます。

なお、こういった中身につきましては、従来からなるべく電子ファイルで送付してほしいというような御要望もございまして、そういった御要望にも応えていこうと思っております。

私の説明は以上でございます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

昨年もこのレビューを行いまして、幾つか問題が提起されたかと思えます。その中の一

つの問題が、「検討すること」というようなことが基本計画に書かれていたときに、検討した結果困難である、これは実施済みというふうに、検討はしたという書き方であったわけですが、基本計画に書かれている「検討」というのは前向きに実施してくれということを含めて検討してくれという用語だったと思います。どうもそれと必ずしも合致しないものも「実施した」というようなところでいろいろ議論があったところでごさいます、今回についてもその点はあるかと思ひます。ただ次期基本計画のところではなるべく「検討すること」というのは使わないほうがいいというような教訓も得ましたので、その用語自身も非常に重要な用語であるということがよくわかりました。その点も含めて御審議いただきたいと思ひております。ただいまの変更のポイントも含めて御質問いただけたらと思ひます。どなたでも結構です。よろしいですか。

また後で御質問がございましたら、振り返ってくださっても結構です。

それでは、審議を進めていく進め方について後ほど御決定いただきたいと思ひておりますが、この基本計画部会とその下部組織において審議時間を設け御議論いただくことを考へてになっております。現時点で確認しておきたいことがございましたらお願いします。今後の進め方は資料2のほうに案ということで提出されております。それでは、今、見ました資料2についてまず御説明いただいた上で、御質問、御意見をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、資料2につきまして御説明いたします。統計法施行状況報告に関する審議の進め方についての案でございます。

最初の段落でございますけれども、ここに書かれているのは審議の狙いでございます。ここにも書かれておりますけれども、次期基本計画に向けた発射台としての位置や方向性を検討することを主眼としているということでございます。つまり過去どうだったかを評価するだけではなくて、将来どうするべきかを議論いただくということがこの審議の狙いになります。

それをもとにいたしまして基本的な考へ方、具体的な審議方法、審議スケジュールについて記載しております。

まず基本的な考へ方でございます。次期基本計画に向けた検討を行うに当たりましてどういう視点で考へるかということですが、それにつきましては共通的な視点等に基づいて基本計画を項目ごとに評価するとともに、この間の社会・経済情勢の変化を踏まえた検討を行うということでございます。この別途定める共通的な視点等につきましてですが、これは今まで委員懇談会などで御議論いただきましたけれども、それを整理したものが別途資料5としてまとめております。これは直接次期基本計画に関連する事柄でもございますので、後ほど政策統括官室から詳しく説明をいたします。

審議の成果物でございます。これは次期基本計画に関する基本的な考へ方をまとめるということでございまして、ここには基本計画の別表に掲げられた個別事項の評価を含めた項目ごとの方向性だけではなくて、次期基本計画の①理念・方針、②基本的視点、③重点

項目、④章・項目立ての在り方などを含めたものでございます。つまり別表の事項単位というよりはもう少し大きな項目ごとに今後のあるべき姿を御検討いただきたいというところでございます。これが基本的な考え方でございます。

この基本的な考え方にに基づきまして具体的に審議いただく審議方法でございます。2の「(1) 審議方法」。大きくは基本計画部会とワーキンググループとの2本立てでございます。基本計画部会におきましては昨年までの法施行状況審議においてはワーキンググループから上がってきた報告を基に審議するというところでございましたけれども、今回は基本計画部会においても独自の担当分野を担当する、審議するというところでございます。次期基本計画の理念や方針あるいは共通的な項目を審議するというところでございます。

それから、下部組織であるワーキンググループです。ワーキンググループでは担当分野別に審議いたします。グループは昨年度と同様3つ設置いたします。このワーキンググループごとの担当分野やあるいは運営方法に関しては後ほど資料を改めまして御説明いたしますけれども、このうちタスクフォースというものだけは先に御説明しておきたいと思っております。特定の分野を機動的に議論するために、座長の御判断次第でワーキンググループのいわば別働隊としてタスクフォースを置けるようにしております。この2本立て、基本計画部会の審議、ワーキンググループの報告それぞれを整理いたしまして、先ほど申し上げました次期基本計画に関する基本的な考え方の案を取りまとめ、統計委員会に報告するというところでございます。この基本的な考え方が平成24年度統計法施行状況審議結果にも相当いたします。

次にスケジュールでございます。これは資料2の4ページ目、最後のページを御覧いただければと思います。別紙2にスケジュール表を掲げております。

別紙2の一番左端は統計委員会、その右側に基本計画部会、さらにその右側にワーキンググループ（タスクフォースを含む）ということで、それぞれの組織ごとに想定されるスケジュールを記載しております。

まず一番左端、統計委員会から御説明いたします。

5月17日第64回統計委員会、これは先ほどの統計委員会でございますけれども、この場において平成24年度統計法施行状況（基本計画関連事項編）の報告を受ける。これは先ほど受けたものでございます。

次回6月21日の第65回統計委員会におきまして基本計画関連事項以外のパーツも加えた全体版を再度御報告いただきます。

7月、8月の統計委員会につきましては個別統計調査の諮問や答申、あるいは部会報告があれば開催するというところでございます。この部会報告につきましては矢印の吹き出しにございますけれども、個別諮問の審議状況について情報を共有し、基本計画部会やワーキンググループの審議に応じてフィードバックするという位置づけでございます。

そして、一番下でございます、9月27日の第68回統計委員会において成果物として先ほど申し上げました次期基本計画に向けた基本的な考え方を決定、公表いたします。これが

ゴールになります。このゴールに向かいまして基本計画部会とその下部組織であるワーキンググループで審議するということになります。

統計委員会の右の欄を御覧いただきますと、基本計画部会でございます。

5月17日、これは本日です、第37回基本計画部会を開催。概要の説明を先ほど受けました。さらに今からですけれども、審議の進め方やワーキンググループ所属委員の決定など、運営に関して部会決定をいただきます。

その後、6月から9月にかけてですけれども、5回ほど基本計画部会を開催する。基本計画部会に割り当てられた独自の事項を審議するとともに、ワーキンググループからは審議結果の報告を受けるということでございます。

9月の一番最後に「9月中旬」と書かれておりますけれども、第42回基本計画部会において次期基本計画に向けた基本的な考え方の案の取りまとめを行うということでございます。場合によっては8月26日第41回の基本計画部会でこれを行うことも考えられます。

さらに右の欄を御覧いただきますと、ワーキンググループでございます。

本日の基本計画部会でワーキンググループの設置を決定いたしまして、後日ですけれども、ワーキンググループごとに審議日程を調整いたします。

その後、9月までの間に目安ですけれども6回ほどワーキンググループを開催いたしまして、それぞれのワーキンググループに割り当てられました事項を審議いただきます。

なお、開催日程や審議項目の予定は飽くまでも目安でございまして、ワーキンググループごとの事情に応じて適宜組み換えていただくことになろうかと思えます。

そして、このワーキンググループの欄に矢印がございまして、吹き出しを御覧いただきますと「タスクフォースを活用して審議を効率化」とございます。今年度は先ほど申し上げましたとおり、特定の事項を議論いたしますタスクフォースをワーキンググループの中に設置いたしまして審議の効率化を図れるようにしてございます。ワーキンググループの審議期間中に必要に応じてタスクフォースが設置され、適宜のタイミングで実施されることになろうかと思えます。

このスケジュール表の中には特に明示はしておりませんが、表の下に注記をしております。基本計画部会長と3つのワーキンググループの座長等による打ち合わせを随時行っていただくことによりまして、横の連携を図り審議の円滑化を図りたいと考えております。

資料2に基づきます説明は私の方からは以上でございます。

○樋口部会長 ただいまの説明につきまして御質問を受けますが、2つに分けて議論を進めてまいりたいと思えます。まず最初に基本計画部会における審議の進め方のところについて御議論いただき、その後スケジュールについてということにしたいと思えますが、いかがでしょうか。まず前者の、資料2の前半部分、審議の進め方についてというところで御意見、御質問を受けたいと思えます。御意見をいただけたらと思えます。

これまでと、あるいは前年と違うのは、少なくともワーキンググループに全てお任せす

るのではなく、基本計画部会でも個別テーマを持ってやるということで、要はやはり横串を刺すべき課題もあるのではないかと、あるいは委員全員で議論していただくべき課題もあるのではないかと、これは次期基本計画をにらんでそのように進めたほうがよろしいのではないかと、このように考えましたが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

もう一点、タスクフォースについて先ほど御説明がございました。もっとワーキンググループを幾つも分けて、そして詳細に検討したらどうかというようなことも考え、タスクフォースを設けることによって、それに類似した審議、該当した審議ができるのではないかと思います、このように提案いたしました。

ただ、タスクフォースにおきましても審議協力者をその都度適当な方をお願いするというような、もちろんそれぞれワーキンググループの先生方からそれに該当する先生も、これはワーキンググループ長のほうからお認めいただき委託する形になるかと思いますが、そのような形で進めたいということでもあります。個別テーマになりますとやはり専門的な知見とかを必要とするようなところもあり、統計委員会の委員だけではカバーし切れないようなこともあるかと思っておりますので、専門委員という制度もございまして、審議協力者というようなことも制度としてございまして、この制度を活用し、詳細に御議論いただきたいという趣旨でございまして、よろしいでしょうか。

そうしましたら、スケジュールのほうについて御議論いただきたいと思っております。具体的には別紙2のとおりでございまして、これを見ると本当に大変だなというのが実感として見てとれるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

暑い夏を迎えることになるかと思っておりますが、参考のところはそれぞれの部会、個別の統計調査についての諮問に対する審議ということで、これはそれぞれの所属している部会によって濃淡があるかと思っておりますが、このような形で進めたいということです。とりあえずは9月までに基本的な考え方を提出したいということで、そこからは今度は次期基本計画の詳細な検討というようなことになっているかと思っております。

どうぞ。

○廣松委員 今の点ですが、ということは別紙2のスケジュール表でいいますと、9月27日の第68回統計委員会のときに次期基本計画に向けた基本的な考え方を決定、公表、そのときに次期基本計画に関する諮問がなされるというスケジュールであると考えてよろしいのですか。それと諮問とはまた別の考え方ですか。

○澤村総務省政策統括官室企画官 そのあたりは審議の進捗状況次第と考えております。いわゆる基本的考え方の骨子に当たろうかと思っておりますが、この骨子のまとめ具合が早いとか、1月に2回ずつ順調にやる想定になっておりますが、必ずしもこういうふうに進められるかどうかというところがあるかと思っております。例えば9月27日ぎりぎりまで基本的考え方がまとまらないということであれば、いただいた直後に諮問案を提示するというのはなかなか難しいかなと考えております。

○樋口部会長 それは事務局の回答だろうと思いますが、我々統計委員会としてはなるべく早く提出していただいて審議に入りたいということでありまして、気持ちは遅くとも9月27日には提出していただきたいなと思っているところです。その後の審議もごさいますので、先送りになるとその期間が短くなってしまうことになると思います。

いかがでしょうか。これはあくまでもスケジュールということですので、今、想定するというので、中にはもっと多く開かなくてはいけないというような事態が発生するかもしれません。あるいは逆に回数を減らすことも可能だということもあるかと思いますが、スケジュールとしてこんなものを提示させていただいて、想定しているところということでお示ししたということでありまして、よろしいでしょうか。

それでは、基本的に今後の審議の進め方についてはただいまの案のとおりにお了解いただいたということにしたいと思っております。今後はこれに沿って審議を進めていきたいと思っておりますが、是非よろしくお願ひいたします。

次に、先ほどの審議の進め方の説明の中で別途定められているワーキンググループについてです。このワーキンググループの運営について資料3のとおりというふうに決定したいと思っておりますが、そこに整理されておりますことについて事務局から説明をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料3に基づきまして御説明いたします。

今回も昨年度同様、ワーキンググループを置くということをごさいます。

まず項番1、ワーキンググループの数ですけれども、第1、第2、第3と去年と同様3つをごさいます。ワーキンググループの担当部分はこの表の右にごさいますとおり、昨年度と同様とお考えいただければと思っております。第1ワーキンググループについては経済統計、第2ワーキンググループについては人口・社会統計、第3ワーキンググループについては共通・基盤的な事項をごさいます。

この3つのワーキンググループの運営についてということで、以下2～9まで定めを案として設けております。

項番2は、ワーキンググループに属すべき委員は部会長が指名する。

項番3は、ワーキンググループに座長を置く。当該ワーキンググループに属する委員のうちから部会長が指名する。ここが昨年度と違う点をごさいますが、ワーキンググループ座長は審議の補佐を行っていただくために座長代理を置くことができるとしております。この座長代理につきましては昨年度と違う部分をごさいます。

項番4、ワーキンググループ座長はその所属する委員以外の委員の参加を求めることができる。

項番5、これは項番4と裏腹の関係というか関連する項目ですけれども、委員はその所属するワーキンググループ以外のワーキンググループに参加することができる。これは昨年度と同じをごさいます。

項番6、ワーキンググループ座長は特定の事項の審議に関し、学識経験者、各府省及び

地方公共団体の関係者等の参加を求めることができる。

項番7、会合での配布資料は、ワーキンググループ終了後、ホームページ上で公表する。当該ワーキンググループの会合に係る議事概要を事務局で取りまとめ、それもホームページ上で公表する。

項番8、これは先ほど先立って御説明いたしましたけれども、ワーキンググループ座長は、特定の事項に関しタスクフォースを設けて審議の充実を図ることができる。

9番、その他運営に関し必要な事項は座長が定めるということでございます。

以上9つございましたが、今年度はより効率的に審議していただけるようにということで、項番3、座長代理、項番8、タスクフォースという新しい仕組みというか、やり方を取り入れているのが特徴でございます。

私のほうからは以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

ただいまの提案につきまして御質問、御意見はございますでしょうか。

4と5は裏腹の関係ということでございましたが、正確には裏腹というよりも、4はワーキンググループの座長の方が必要ということをお願いすることができる、参加を求めることができるということです。5はむしろ委員の自主的な判断に基づいて、このテーマについて関心があるということで、ワーキンググループに所属している委員以外でもこの統計委員会の委員であればほかのワーキンググループにも参加することができるというようなことにしております。

どうぞ。

○深尾委員 7にもあります事務局というのは、統計委員会担当室というふうに理解していいのでしょうか。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 そのようにお考えいただいて結構です。

○樋口部会長 特段ここには審議協力者の話が記載されておりませんが、それは統計委員会法のほうで担保されておりますので、必要性に応じて審議協力者を求めるというようなことは言わずもがなということになるかと思えます。

慎重に御審議いただいたほうがよろしいかと思えますが、いかがですか。よろしいですか。事務局、情報はいいですか。

それでは、今、提案しましたものがそのようにお認めいただいたということにしたいと思えます。「基本計画部会ワーキンググループの運営について（案）」を案のとおり基本計画部会の決定とさせていただきます。ワーキンググループの運営につきまして、これに基づき行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、ワーキンググループに所属する委員については、昨年度の統計法施行状況審議の御経験も生かしていただく観点から、資料4のとおり昨年度と同じ構成にしたいと考えております。座長もまた昨年度同様の、第1ワーキンググループは深尾委員、第2ワーキンググループは津谷委員、第3ワーキンググループは廣松委員にお願いしたいと思えますが、

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、そのようにさせていただきます。

それでは、各ワーキンググループの所属委員及び座長は案のとおりとさせていただきます。委員の皆様、特に座長の先生方におかれましては非常に大変だと思いますが、ワーキンググループでの審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。次期基本計画に向けた審議で、公的統計の整備に関する施行の効果に関する評価を行うことと、統計をめぐる社会・経済情勢の変化を勘案することが求められております。これらに関しまして基本計画部会及びワーキンググループにて共通の認識を持って審議していただくために「平成24年度統計法施行状況審議における共通的な視点等（案）」を用意いたしております。資料5でございますが、この内容につきまして説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官室企画官 それでは、説明させていただきます。

先ほど決定されました資料2の審議の進め方の冒頭にもございますように、今年度の施行状況審議は次期基本計画に向けた発射台としての検討を主眼とすることになっております。また、その検討に当たっては同じく先ほど決定されました3、4にありますように、ワーキンググループを設置して審議が進められるわけですが、基本計画部会における個別事項の審議、ワーキンググループにおける審議といういわば4つの審議が並行して行われるわけでございますが、その4つがそれぞれ別々の観点、視点で検討を行っていった場合、何かと最後に取りまとめを行う際に支障も生じるだろうということで、昨年来懇談会の場等で御議論いただきましたように、ここに掲げました、まず「I 施策の効果に関する評価の『視点』」ということで5つの事項を皆様方の検討結果を取りまとめた形でまとめているものでございます。

まず1は所期の目的はおおむね達成している、今回の審議の中でそういうふうに評価できる、ただし施策の内容がやはり次のステップ、さらなる発展が必要だろうというような事項につきましては、ここにごございますように次期基本計画においてさらなる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないかというような観点で対処方法を御検討いただければと思っております。

また2の方はその逆で、達成はしている、さらにその発展・充実を図るべき余地も乏しいというようなことであれば、次の計画にそのまま残しておく必要もないわけでございますので、削除にしたかどうかというようなものでございます。

3番目は、なかなか目標達成が困難または実効性のある取組が当面期待できない、制度等の定着を待たなければ例えば対応が進められないというものもございます。そういう場合、次の計画においての目標や枠組みを見直して整理・統合を図るべきではないかというような観点でございます。

4番目は後ほど詳しく出てまいります。社会・経済情勢の変化、施策の取組状況、関連施策の状況等を見まして、同じような整理・統合等を行うべき項目事項はないかという

ような観点でございます。

また最後の5番目は府省横断的・体系的な統計の作成・提供、つまり重複が生じているとか、必要なデータなのだけれども欠落が生じているというようなものにおいて整理・統合等を行うべきものはないかという検討を進めるところでございます。

またⅡのほうでございますが、社会・経済情勢の変化ということで1～5までの点を掲げております。5についてはさらに詳細に分けております。

ここはもう御覧いただいたらと思いますが、もう少し詳しく説明させていただくために1枚おめくりいただきまして、まず別添1でございます。冒頭申し上げたような評価の視点ごとにこれまでの御議論を整理させていただきまして、こういう項目が対象になるのではないかと。例えば1の当初の目的は達成しているけれども、さらなるステップアップが必要ではないか、さらなる取組の充実が必要ではないかというようなところでございます。例えば具体的に書いてあるところで申しますと、上から2つ目の国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化というのはまさしく24年12月の基準改定等を含めてさまざまな取組が成果を上げているところでございますが、その一方で、この右のほうで書いてございますが、これまで先生方からいろいろなさらなる議論が必要ではないかとか、さらなる充実が必要ではないかという御意見もいただいております。ここはこれまでの先生方の御発言を今後の審議に当たって留意すべき事項ということで整理させていただきました。それぞれの今後のワーキンググループ、基本計画部会の個別の審議の際にはこういう点も勘案しながら検討を進めていただけたらと考えています。これもワーキンググループの資料とかに出して行って、これはあくまでワーキンググループの検討を制約するものではございませんが、せっきくの皆さんの御意見ですので、参考にさせていただきながらこういう形で検討を進めていければと考えております。

ずっと後ろの方になりますが、ちょうど9ページ、一番後ろの紙でございますが、そこが勘案すべき社会・経済情勢の変化と具体的な検討事項というようなところでございます。これも1ページ目にございました5つの項目に対しまして、これまでの御意見を整理させていただきました。「経済・雇用の動向をより適時・的確に捉え提供する統計の整備」というところでは、右にございますように「労働・雇用統計の用語の定義・統一」以下、いろいろな観点で御意見が出ております。このあたりの御意見も踏まえながら対象項目については検討していく、つまり「SSDSを中心とした人口・社会統計の体系化の検討」というような部分がございますが、これにつきましては今、具体的にそういう項目はないわけですが、第2ワーキンググループの中ではそういうことも加味しながら検討していただけたらいかかと考えております。

以上、こういったこれまでの成果を、委員長からも御指摘がありましたように短い期間で審議するというところで、これまでの整理されている御意見であるとか、これまで個別の諮問の答申時に出ております部会長メモとか、そういったものも最大限活用しながら今後の検討に当たっては基礎資料として活用していきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○樋口部会長 ただいまの提案につきまして御質問、御意見はございましたらお願いいたします。

ここに示されたのはまさに各委員に共通な視点という形で情報を共有していただきたいということですが、これは飽くまでも共通なところでありまして、それぞれの委員がもちろん自分の考え方が基本的にあるかと思っておりますので、それを損なうことではないと私は思っています。全部これに従うということになれば、これは1人の委員がやればよいということになるわけでありまして、そうではなく多様な考え方、それに基づいて審議といったものも必要なわけでありまして、ここでは飽くまでも共通的な視点等でここに書いてあることが皆さん多分持っていらっしゃるのだろうということ、これ以外のこともあるかと思っております。

それとこれは統計委員会がコントロールタワーという形で長い、しかも大きな視点からこの審議を行うことになっているわけでありまして、基本計画についてどう位置づけたらいいのかということをおもわずと悩んでまいりました。要は、基本計画はあくまでも基本計画なのです。ですから、個別計画については本来であればやはりそれぞれそれに応じて考えなくてははいけませんし、あるいは5年間の基本計画ということですから、5年後が見通せるのかというようなことにつきましては何が起こるか実はわからない。例えば今回の東日本大震災のような予期せぬことが起こったりします。あるいは社会環境においても予期せぬことが起こってくる可能性があるわけでありまして、これについて基本計画に書いてあることはぜひ進めてほしいということでありまして、ではそれだけ進めればいいのかと、そこは臨機応変に対応することがやはり求められるのだろうと思っております。細かい議論も必要かと思っておりますが、ただそれに終始してしまうと、今度逆に大きなところが見えなくなってくるというような可能性もありますので、そのような視点から御議論いただくということが基本計画をつくっていく上での考え方かなと私は思っております。これも含めて皆さんから御議論いただいたほうがよろしいのではないかと思っております。後々ここに書いてないからやらなかったのをジャスティファイされても困るわけでありまして、ここに書いてあることはやってほしいということでもあります。よろしいでしょうか。資料5につきまして今まで御議論いただいたことをまとめたものでございますので、もし追加があればもちろん御発言いただきたいと思っておりますが、よろしければ基本的にこの考え方に沿ってということをお了解いただいたことにさせていただきますでしょうか。

○安部委員 1つ質問です。9月末までに作るとなっている基本的な考え方というのは、具体的には例えばページ数にしてどのくらいとか、というのは以前の基本計画は結構分厚いものが、ただこれは基本的な考え方であって基本計画そのものではないと思っておりますので、それはどういうイメージで考えておられるのでしょうか。

○樋口部会長 まだ何ページというふうには絞り込めるまでには我々の考え方もまとまっていないと思っておりますが、今、安部委員がおっしゃるように、これをベースに具体的な基本計

画については策定するというようなことをございますので、どこまでになるかというのはまさに基本的なところで、何ページとはなかなか言えないかと思います。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官室企画官 何ページというのはなかなか難しいと思います。今、196の事項が掲げられています。発展とかがなければ、実施済みの多くは整理されたりということになれば何分の1かは減っていくだろう、さらに実施困難というものの中でも整理されていけばある意味減っていくだろうというような部分もあろうかと思いますが。逆に新しい観点から盛り込まなければいけない事項があるのも事実ですので、それを何ページになるかという想定は難しいのですが、一つ言えるのは、基本的な考え方は先ほど私が口にしましたように、限りなく次期計画の骨子案に近いようなもの、つまり箇条書きという形にはなるでしょうし、必ずしも全てが詰まっていなくていい箇所があったり、両論併記というところも出てくるかもしれませんが、可能な限り次の計画の骨子案に近い、先ほど委員長は遅くとも9月には次の諮問がというようなお話でしたけれども、先ほど申しましたように、この骨子案が早くといいますか、一定の時期に、しかも一定の密度でまとまっていれば早く諮問ができる、つまりそこに肉づけをしたり各府省と調整したりという作業も簡単になるわけですが、かなり両論併記が多いとか、各府省とさらなる調整が必要だという場合には諮問が多少遅れることも想定されるということですので、このあたりは走りながらやっていかないといけないところなのですが、ある程度、例えば6、7月ごろになってくれば、今、安部先生のおっしゃったような全体像も少しは見えてくるのかなと、それまではちょっとお待ちいただけたらと考えている次第でございます。

○樋口部会長 ただ、私はそういう思いだということと、もう一つは基本的な考え方がまとまってから各省との折衝ということではなく、議論のプロセスでもうこうなりそうだなということが見えてきたら、その段階で並行してやっていく必要があるだろうと思いますので、そこはどうぞよろしくお願いします。

それとまた実施済みというものが2通りあるというのも先ほど申し上げたところと、何々してくださいという書き方で前回の基本計画はできているわけです。そうしますと検討してくださいという言い方が幾つかありまして、検討した結果できませんでした、したがって検討という実施はしたのだと書いてあるところについては、検討済みですから外しますということではなく、今度の基本計画で検討してくださいということがもう一步踏み込んだ記述といったものもあり得るということで、そこについては検討済みも両方ありますというようなことを申し上げたいと思います。よろしいですか。

それでは、そのように進めてまいりたいと思います。この共通的な視点等について御了解いただいたということにしたいと思います。

以上が私の用意しました本日の議題でございますが、皆様から何かございますでしょうか。

なければ本日予定された議事は以上でございますので、本日の部会はこのあたりまでと

させていただきます。よろしいですか。

今後はワーキンググループに分かれての審議となります。ワーキンググループごとの詳細なスケジュール、審議内容等につきましてはそれぞれの座長と事務局で相談の上、調整していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また各府省についてお願いでございますが、これは審議のところでもありました自分の省の実施している統計調査についてだけ関心を持つのではなく、ほかのところにつきましてもそれについて御意見をいただくというような機会も用意してございますので、ぜひほかの府省にわたることにつきましても、これは審議協力者とあわせて御審議いただきたいと思っておりますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

最後に次回の基本計画部会の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては別途御連絡いたしますけれども、6月21日に本日と同様この会議室で開催いたします。

○樋口部会長 それでは、以上をもちまして、本日の「基本計画部会」は終了いたします。どうもありがとうございました。